# 中小企業・SDGs ビジネス支援事業（JICA Biz） 2025 年度公示分 Q&A

こちらは、以下の質問票からいただいた質問とその回答の一覧です。
なお、いただいた質問は質問者を特定できないよう内容を一般化して掲載していますのでご了承ください。
⇒ 2025 年度公示質問書 入力フォームはこちら <9/25（木）にて質問受付締め切り>

| No. | 掲載日 | 分類 | 概要 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 001 | 9/3 | 制度 | その他 | 現地関係会社等への再委託は可能ですか。また、技術や実績の観点から、当該法人との随意契約は可能でしょうか。 | 採択企業・共同企業体を構成する法人・及び外部要員の所属法人、並びにこれらの法人と会社法上、親会社子会社関係にある法人を再委託先として選定する事は出来ません。 |
| 002 | 9/3 | 提出書類 | 同意書 | 同意書の代表者名は代表取締役社長になりますか。その場合、社長印は不要でしょうか。 | 代表取締役社長以外でも問題ございませんが、本調査・事業に関する社内での意思決定が可能な立場の方を記載ください。押印は省略可能です。 |
| 003 | 9/3 | 提出書類 | 応募資格要件 | 外部要員の所属先は、募集要項の【提出必須書類】にある、同意書、財務諸表、登記事項証明書、納税証明書（に相当する書類）の提出が必要でしょうか。 | 外部要員の所属先は、企画書別紙「 コンプライアンス・経理処理体制」含め、募集要項 第 4 応募方法 2.応募書類に記載の書類は提出不要です。 |
| 004 | 9/4 | 提出書類 | 応募資格要件 | 「現在事項全部証明書」を提出する場合、登記変更申請前の内容にて資本金額は旧情報となります。「履歴事項全部証明書」の提出のほうがよいでしょうか。 | 現在提出できる最新の「現在事項全部証明書（発行日が公示日から 3 か月以内のもの）」をご提出ください。履歴事項全部証明書の提出も可とします。なお、本公示日（2025 年9月1日）時点で応募資格要件を満たすことが必要となります。登記内容の変更により、法人区分が変更となる場合、応募する事業の対象となる法人区分であるか、ご留意ください。 |
| 005 | 9/5 | 提出書類 | 金融機関確認書 | 「金融機関確認書」は大企業の申請の際にも加味されることはある書類でしょうか。<br>また、債権流動化のように短い期間での資金調達を継続的に行っている場合は、3 年以上の出融資にかかる取引関係があるとの解釈になるでしょうか。 | 「金融機関確認書」は、法人区分に関わらず、任意の提出書類となります。<br>短期間の資金調達の場合においても、過去3年以上にわたり継続的な取引実績があれば対象となります。金融機関側にて取引状況を確認いただき、ご提出いただくものとなります。 |

| No. | 掲載日 | 分類 | 概要 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 006 | 9/5 | 提出書類 | 応募資格要件 | 国立大学法人が提案法人となり、現在本学と共同研究を実施 している企業と本事業に申請を行うことは可能でしょうか。<br>また、共同研究を実施している企業が提案法人となり、本学研究者も調査（分析等）で参加を予定する場合、本学は外部要員として参加をすることが適切でしょうか。それとも、国内再委託先としての参加が適切でしょうか。 | 国立大学法人は学校法人（私立学校を設置運営する主体）ではありませんので、提案法人・共同企業体の構成員になることは出来ません。外部要員としての参画は可能です。なお、国内再委託先を選定する際は、競争性のない随意契約は可能な限り避け、競争性のある方式にて選定いただきます。 |
| 007 | 9/5 | 提出書類 | 金融機関確認書 | 弊社の取引銀行に、金融機関確認書の記載を依頼しようと考えています。弊社はメイン取引銀行が３行あるのですが、１行から取得すれば問題ないでしょうか。 | 金融機関1行からのご提出で構いません。 |
| 008 | 9/5 | 提出書類 | 応募資格要件 | 海外現地法人において現地側出資比率が高い場合、ビジネス化実証事業の応募要件を満たしますか。 | 本支援事業（ニーズ確認調査・ビジネス化実証事業）は日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人が対象となるため、現地法人は提案法人及び共同企業体の構成員にはなれません。（募集要項「第2応募資格要件 1.募集対象の法人」を参照ください。） |
| 009 | 9/5 | 提出書類 | 応募資格要件 | スタートアップ企業の提案として応募する場合、「スタートアップ企業向け外部資金（ベンチャーキャピタルからの投資実績、公的機関からのスタートアップにかかる助成金や委託事業等）が 500 万円以上あること」という条件について、応募締切日以降に調達予定の金額は対象となり得るでしょうか。 | 本件公示日（2025 年９月１日）時点において、応募資格要件を満たす必要があることから、応募締切日以降に調達予定の金額については資格要件を確認するうえで対象外となります。 |
| 010 | 9/9 | 提出書類 | 企画書 | ①様式 2-1 企画書（ニーズ確認調査）の「2.ビジネス概要」「4.（1）提案法人にて、これまでに他機関・団体から同様の内容（同一企業、同一国、かつ同一商材（製品/サービス・技術・ノウハウ）で補助金等を受けたことはありますか。（現在応募中の補助金等含む）」という設問について「はい」or「いいえ」を選択するボタンがありません。<br>②企画書全体で、ページ数の制約はありますか。 | ①様式 2-1 企画書（ニーズ確認調査）の該当部分（2.ビジネス概要、4.（1））に「はい・いいえ」の選択肢を追加しました。正誤表と共に、修正した企画書に差し替えて公開しておりますので、修正版をご利用ください。なお、修正前の企画書様式を利用した場合においても、審査には何ら影響ございません。<br>②全体のページ数は公開している企画書と同等となることを想定してします。 |

| No. | 掲載日 | 分類 | 概要 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 011 | 9/10 | 提出書類 | 企画書 | 企画提案書の中に記載する、技術的な専門用語を説明する別紙を添付することは可能ですか。企画書には、注釈のような形で記載し、別添する紙に専門用語を記載出来ればと考えています。 | 専門用語の説明や略語表など、補足資料として提出可能です。 |
| 012 | 9/10 | 提出書類 | 応募資格要件 | 「共同企業体」の定義を教えてください。複数社で共同申請する場合が「共同企業体」に該当しますか。<br>また、「外部要員所属法人」の定義を教えてください。再委託先企業は、「外部要員所属法人」に含まれますか。 | 別添資料「制度説明資料」にて、「1. 案件形成にあたっての前提条件」をご参照ください。なお、再委託先企業と外部要員所属法人は異なる扱いとなります。 |
| 013 | 9/10 | 調査支援対象費目 | ー | テストマーケティングによる試行的な販売活動は第三者に委託することで実施可能との理解ですが、再委託先や外部要員は第三者となりうるのでしょうか。 | 契約履行期間中は契約業務専念を原則としており、業務対象国での納税義務違反などを回避するため、提案法人による業務対象国での商行為は想定していません。例外的に実証活動の一環としてのテストマーケティング等の試行的な販売活動やその他提案法人に収入を発生せしめる活動については、第三者に委託（現地再委託を想定）することで実施可能としています。 |
| 014 | 9/10 | 提出書類 | 応募資格要件 | スタートアップとして応募する場合の要件が免除される条件について、「第 5. 応募に係る諸条件、第 3 項」とありますが、第 5 の第 3 項③スタートアップ企業向け外部資金が 500 万円以上に関してエンジェル投資家、個人投資家からの資金は対象でしょうか。 | 個人投資家等からの出資が、要件を満たすか否かは頂いた情報から判断出来ませんでしたが、ケースバイケースとなります。「スタートアップ企業向けの外部資金」である場合には、企画書にてその旨が分かるようにご説明ください。<br>また、公的機関からの各助成金や各委託事業がこの要件を満たすか否か、個別にお示しすることは出来ませんが、あくまで”スタートアップ企業を対象とした”助成金・委託事業が対象となります。企画書にてその旨が分かるようにご説明ください。 |
| 015 | 9/11 | 制度説明資料 | 秘密の保持 | 採択企業が JICA または JICA コンサルタントへ開示した秘密情報に関する、JICA 及び JICA コンサルタントの守秘義務規定をご教示ください。別添資料 5・契約書様式において「JICA 及び JICA コンサルタントの守秘義務は本募集要項（制度説明資料を含む。）の定めるところによる。」との記載がありますが、当該箇所が不明確です。また、応募書類により提案法人が JICA へ開示した秘密情報に関する守秘義務規定に関してもご教示ください。 | ・応募書類の扱いについては、募集要項「第4.応募方法、2項. 応募書類」をご参照ください。<br>・また、制度説明資料「第 4. その他の留意事項」より、秘密保持に関してご確認ください。 |

| No. | 掲載日 | 分類 | 概要 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 016 | 9/11 | 募集要項 | 審査基準 | 大項目ごとに必要となる最低点(足きり点)はありますか。また同点の企業が存在した場合はどのように優劣を決めるのかなど、評価に関して詳細を知りたい。 | 審査項目ごとの配点は公開しておりますので、別添資料3「審査基準」ご確認ください。なお、募集要項「第3. 審査」にて記載された内容の他、採否の理由は開示していません。 |
| 017 | 9/11 | 募集要項 | 審査結果通知 | 募集要項に「審査結果(採択・不採択)は、提案法人(共同企業体の構成員除く)の代表者に対し、2025 年 12 月下旬を目途に、メールにて通知します。」との記載がありますが、この「代表者」とは、応募担当者(応募フォーム上で「応募担当者1」として記載する人物)と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。審査結果(採択・不採択)は、応募フォームに記載いただいた「応募担当者 1」の方宛にメールにて通知いたします。 |
| 018 | 9/11 | 提出書類 | 企画書 | 日本国内向けの製品開発や実証を目的とした他機関・団体からの補助金実績についても、企画書(ニーズ確認調査)「2.ビジネスの概要 4.(2)」に記載すべき対象となるか、ご教示いただけますでしょうか。 | 企画書(ニーズ確認調査)「2.ビジネスの概要 4.(1)(2)」では、本支援事業の対象外となる「重複応募」の有無を確認をしております。<br>本支援事業でご提案される内容が、他機関・団体から受けている補助金等とは客観的に異なる提案内容等であれば、企画書(ニーズ確認調査)「2.ビジネスの概要 4.(2)」の記載は不要です。<br>重複応募については、募集要項「第2応募資格要件 2.本支援事業の対象外となる応募」を参照ください。 |
| 019 | 9/12 | 制度 | 応募資格 | 2024 年ニーズ確認調査で採択されて現在調査を行っております。ニーズ確認調査と同一国を対象に 2025 年のビジネス実証事業に応募したいと考えておりますが、問題ありますでしょうか。 | 本支援事業を実施中の法人(共同企業体を含む)による応募は可能です。ただし、新たに本支援事業に採択された場合は、実施中案件の調査期間終了後でなければ、新規の契約締結は出来ません。2025 年度の本支援事業採択案件の契約終了日は、一律 2029 年 5 月 31 日となります。実施中の事業の完了見込みを考慮のうえ、新規採択案件について十分な調査期間を確保する形で応募を検討する必要があります。詳細は、募集要項「第 5 応募に係る諸条件 4.案件を実施中の法人による応募」を参照ください。 |

| No. | 掲載日 | 分類 | 概要 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 020 | 9/17 | 調査支援対象費目 | ー | 調査対象支援費目における経費の計上に関して、以下の 2 点についてご教示ください。<br><br>①ソフトウェア改修費について<br>現地でのニーズや法規制に対応するため、既存の Web アプリケーションに一部機能の改修(カスタマイズ)を予定しております。この海外展開を目的としたソフトウェア改修にかかる費用は、「機材費」として計上することは可能でしょうか。<br>②サーバー運用費について<br>Web アプリケーションを対象国で運用するためのサーバー運用費は、「機材費」として計上することは可能でしょうか。 | ①本事業におけるカスタマイズ費は製品・技術・サービスの基本性能や既存製品の製品構成を変えず、言語・電圧・設定変更・UI 変更等の現地適応を行うものとし、新規機能追加等は対象外としています。採択後、調査計画や経費等に関して、具体的な協議を行います。なお、募集要項の別添資料2調査支援対象費目「II.調査支援対象費目の概要」にあるとおりカスタマイズ費の上限は総額 500 万円(税別)となります。<br>②実証活動に必要なサーバー使用料(レンタル)については、「機材費(1)機材損料・借料」となります。なお、サーバー使用料については本業務に利用しているものが対象となりますので、他業務と同じサーバーを利用する際にはご留意ください。 |
| 021 | 9/17 | 調査支援対象費目 | ー | 採択後に JICA コンサルと調査支援経費内訳表(案)の更新・精緻化を行う際、応募時の積算表の合計が上限になりますか。また、費目の組替えは可能ですか。 | 調査支援経費の上限は、ニーズ確認調査:1,500 万円(税別)、ビジネス化実証事業:4,000 万円(税別)となります。採択後に調査計画を遂行するにあたり必要な経費を確認する際に、費目の追加等、組替えは可能です。 |
| 022 | 9/17 | 調査支援対象費目 | セミナー等実施関連費 | セミナー等実施関連費について、展示会、商談会等への出展費用も該当しますか。 | 展示会、商談会への出展費用については、内容を踏まえて経費への計上可否を検討いたしますので、採択後に JICA コンサルタント及び案件担当者にご相談ください。 |
| 023 | 9/17 | 募集要項 | 実施体制、事業対象国における留意事項 | ベトナムを対象とした調査にて、当社のパートナー企業が現地カウンターパートと連携して大部分の活動を行う役割分担を想定。当社自体はカウンターパートと関わる範囲が面談程度となります。この様な役割分担の活動方法においても政令 80 号の承認は必要ですか。 | 別紙.調査の実施体制にて、外部要員として参画する現地パートナーと提案企業との業務分担をご記載ください。政令 80 号承認の要否は、個別にカウンターパートへの確認が必要となります。募集要項「別添資料4.事業対象国における主な留意事項」を参照ください。 |

| No. | 掲載日 | 分類 | 概要 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 024 | 9/17 | 調査支援対象費目 | 再委託費 | 再委託費に関して、当社事業の特殊性を熟知したコンサルタントに優先的に支援してもらうことは可能でしょうか。 | 再委託先の選定にあたっては、コンサルタント等契約における現地再委託ガイドラインに基づき、調達の三原則（公平性、競争性、透明性）に沿って JICA コンサルタントが調達します。調査目的の達成が可能でコストが適正な再委託先を選定する必要があり、必ずしも提案法人が希望する特定企業への再委託を行うものではない点予めご了承ください。<br>上記に加え、提案法人・共同企業体を構成する法人及び外部要員の所属法人、並びにこれらの法人と会社法上、親会社子会社関係にある法人を再委託先として選定する事は出来ません。 |
| 025 | 9/17 | 企画書 | チェックの不具合 | 様式 2-1 企画書（ニーズ確認調査）に「はい/いいえ」を選ぶ丸ボタンがありますが、反応しません。 | 様式 2-1 企画書（ニーズ確認調査）及び様式 2-2 企画書（ビジネス化実証事業）の「はい/いいえ」選択時に生じる不具合を解消しました。正誤表と共に、修正した企画書に差し替えて公開しておりますので、修正版をご利用ください。なお、修正前の企画書様式を利用した場合においても、審査には何ら影響ございません。 |
| 026 | 9/18 | 募集要項 | 応募資格要件 | 提案サービスは「人材のマッチング」で現地人材と日本企業のマッチングとなります。実際の販売履歴はございませんが、潜在顧客があり「販売準備中」となります。この場合は実証段階に該当しますか。 | 応募製品/サービス・技術・ノウハウの販売実績が無い応募については、本支援事業の対象外となります。ただし、「スタートアップ企業の提案」として応募され、スタートアップ企業に該当すると JICA が判断する場合には、提案製品・サービスの販売実績がなくともサービスの実証段階（例えば、試験的にサービスを活用した顧客からのフィードバックの取得）を終えていれば、ニーズ確認調査については販売実績に関する応募要件を満たすこととなります。ただし、潜在顧客を把握済であることをもって実証段階を終了しているとは見做しません。 |
| 027 | 9/18 | 募集要項 | 応募資格要件 | 本支援事業計画において、共同研究を進める予定の大学が来年度 SATREPS に応募予定です。本支援事業と SATREPS の両方に応募することは問題ないでしょうか。 | 本支援事業でご提案される内容が、他機関・団体から受けている補助金等とは客観的に異なる提案内容等であれば、募集要項「第2応募資格要件 2.本支援事業の対象外となる応募（5）」に記載の重複応募とはみなしません。重複応募の詳細については、募集要項を参照ください。なお、SATREPS の応募資格要件について、SATREPS 相談窓口にてご確認ください。 |

| No. | 掲載日 | 分類 | 概要 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 028 | 9/18 | 企画書 | 別紙1 | 「別紙1. 提案製品・技術・サービスの主要顧客向け販売実績」ですが、販売実績が記入欄(9 行)を超える場合、どのように記載すればよいでしょうか。 | ページ数を増やさず、例えば、顧客セグメント毎に集約、顧客セグメント毎かつ国内/海外又は販売単価で分ける等、販売状況に応じて実績を集約してご記入ください。 |
| 029 | 9/18 | 調査支援対象費目 | JICA コンサルタント | 調査支援経費に、JICA コンサルタントの人件費に該当する費用は含まれるのでしょうか。 | 調査支援経費にて、JICA コンサルタントの人件費を計上する必要はありません。 |
| 030 | 9/18 | 調査支援対象費目 | 現物支給 | 「調査支援対象費目」2 ページに、「調査支援経費は採択企業に直接支給されるものではなく、一部の費目(日本国内移動費、宿泊料、機材費、国内業務費)を除き、原則として JICA コンサルタントを介した現物支給となります。」とありますが、左記以外の費目を直接支給とすることは可能でしょうか。 | 「調査支援対象費目」2 ページに記載の、「一部の費目(日本国内移動費、宿泊料、機材費、国内業務費)」は、JICA コンサルを介した現物支給が不可能な費目です。これら以外の項目は JICA コンサルを介した現物支給が可能と考えられることから、原則として現物支給となります。 |
| 031 | 9/18 | 金融機関確認書 | 取引店の記載 | 「金融機関確認書」の「金融機関住所」「金融機関名称」は、本店、取引店のどちらを記載するのでしょうか。 | 取引店について記載してください。(金融機関名称の例:〇〇銀行□□支店) |
| 032 | 9/18 | 企画書 | ー | 企画書を作成する際に使用するフォントや文字サイズの指定はありますか。 | フォントや文字サイズの指定はありませんが、文字数制限がある項目がありますので、指定の文字数に収まるようにしてください。 |
| 033 | 9/18 | 企画書 | ー | ①企画書に挿入する図表内の文字は、文字制限のカウント外でよろしいでしょうか。<br>②図表を用いることによって、企画書のページ数が増えてもよろしいでしょうか。<br>③企画書の補足資料として提出可能な営業用 PPT 資料でよろしいでしょうか。 | ①図表内の文字は文字制限にカウントしません。図表はあくまで補足情報となります。各項目で記載すべき内容は企画書の制限文字数内でご記載ください。<br>②全体のページ数は公開している企画書と同等となることを想定します。<br>③製品説明を PDF 化したものでかまいません。 |

| No. | 掲載日 | 分類 | 概要 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 034 | 9/18 | 提出書類 | 納税証明書 | 納税証明書には各種ありますが、何を提出すればよいでしょうか。 | 募集要項 15 ページの記載通り、「 納税証明書(その 3 の 3)」をご提出ください。 |
| 035 | 9/19 | 企画書 | ビジネスモデルの概要 | 「2.ビジネスモデルの概要」の、「5.上記ビジネスモデルにおいて、製品・技術・サービスの価格について、国内外の競合品の価格や対象国の所得水準、購買力の観点から設定価格とその根拠を記載ください。」「6.上記で設定した価格にて製品・技術・サービスを提供するための考え方を記載ください。」は、それぞれどのような趣旨で記載すればよいでしょうか。 | 「別添資料 3_審査基準・配点」の「ビジネス化実証事業 審査基準」の「大項目…2.ビジネスの概要」の「評価ポイント」のうち、「価格設定に妥当性があるか」が「5」の評価ポイント、「設定した価格の実現見込みがあるか」が「6」の評価ポイントとなります。 |
| 036 | 9/19 | 募集要項 | テストマーケティング | テストマーケティングを伴う調査における売上に関して、より詳細にご説明頂いている資料等がございましたら、ご教示いただけないでしょうか。 | テストマーケティングの詳細説明資料については、以下を参照ください。なお、2025 年度採択企業向けには採択後に採択企業向けに改めてご案内する予定です。<br>(2024 年度採択企業(ニーズ確認調査・ビジネス化実証事業)向け情報>付属資料>テストマーケティングガイド)<br>https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/announce/adopted_companies.html<br><テストマーケティングガイド><br>URL:https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/announce/n_files/Appendix04.pdf |
| 037 | 9/19 | 制度 | 応募要件 | JICA Biz 提案法人と実証事業で提案する製品を生産販売する法人が異なる場合は、応募資格要件を満たさないでしょうか。 | JICABiz 提案法人と提案製品を生産販売する法人が異なる場合でも、提案法人が提案製品のビジネス展開にかかる権利を有する場合、本支援事業の対象となります。<br>様式2-2 企画書(ビジネス化実証事業)「1.提案製品・技術・サービスの概要 3,4,5」で詳細をご説明ください。 |

| No. | 掲載日 | 分類 | 概要 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 038 | 9/19 | 調査支援対象費目 | 機材費 | 現地パートナーの設備を借りて実証を行う場合の施設利用料等は「機材損料・借料」の対象になるでしょうか。また対象とならない場合の考え方を教えてください。 | 機材損料・借料は業務に必要な「機材・物品」が対象となり、施設（建屋）の利用料は対象外となります。採択後、調査計画を精緻化する際に詳細を伺い、その他の費目の充当可否を確認します。 |
| 039 | 9/19 | 制度 | ー | JICA コンサルタントについてお伺いします。<br>② コンサルタントが決定するのはいつ頃でしょうか。<br>②仮に当社が採択をされ、支援していただく JICA コンサルタントが、当社の競合の関連会社である場合、採択後に辞退することは可能でしょうか。 | 採択企業向け説明会を 2026 年 1 月中旬～下旬の開催を予定しており、同説明会にて伴走支援を行う JICA コンサルタントをお伝えします。なお、利益相反に抵触する場合や競合関係にある場合には、JICA コンサルタントの変更を JICA にて調整します。 |
| 040 | 9/19 | 調査支援対象費目 | 経費区分 | ニーズ確認調査において、共同提案者（加工業者）が担う加工費や資材費は、経費計上は可能でしょうか。 | ニーズ確認調査においては、機材費（機材損料・借料、送料）の計上は対象外となります。なお、ビジネス化実証事業において機材費を計上する場合、 採択企業・共同企業体を構成する法人及び外部要員の所属法人、並びにこれらの法人と会社法上、親会社子会社関係にある法人の製品を自社機材として扱いますのでご留意ください（詳細は調査支援対象費目をご参照ください）。採択後に調査計画を遂行するにあたり必要な経費、経費区分を確認します。 |
| 041 | 9/19 | 調査支援対象費目 | ー | 機械類の設置のため、日本から技術者の派遣はできますか。可能な場合は、対象となる経費を教えてください。 | 技術者が提案法人に所属する場合、調査従事者として派遣が可能です。また、提案法人以外に所属する場合、外部要員として参加することが可能です。調査従事者および外部要員の方の人件費は調査支援経費の対象外ですが、現地渡航に係る旅費・交通費、日当・宿泊料等は経費に計上可能です。 |
| 042 | 9/24 | 募集要項 | ー | 仮に調査期間内にビジネス展開が上手く進んだ場合、募集要項p11、（2）採択取消又は契約解除にかかる③採択企業が対象国におけるビジネス展開について応募時に設定していた一定の目標を達成したと JICA が判断したときとありますが、該当する判断基準はありますか。 | 判断基準はありませんが、応募時に設定していた調査目標が自社事業等により契約締結のタイミングで既に達成済みである等、調査が不要と考えられる場合に該当する可能性があります。 |

| No. | 掲載日 | 分類 | 概要 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 043 | 9/24 | 調査支援対象費目 | ー | 現地ニーズを確認する試作品の製作を外部業者へ委託することを計画しております。委託先へ支払うことになる「①試作品の加工委託費」、「②加工に必要な原材料や資材の購入費」、「③サンプル等の輸送費」は、経費として精算の対象となりますでしょうか。 | 実証に必要な機材・物品の損料、カスタマイズ費、レンタル料を機材費として計上できますが、カスタマイズとは製品・技術・サービスの基本性能や既存製品の製品構成を変えず、言語・電圧・設定変更・UI 変更等の現地適応を行うものとし、新規機能追加等は対象外とします。また、機材送料は機材費にて計上可能です。採択後、調査計画を精緻化する際に詳細を伺い、経費区分や費目の充当可否を確認します。なお、機材費の計上はビジネス化実証事業のみ対象となります。 |
| 044 | 9/24 | 調査支援対象費目 | 機材費 | 採択企業にて立替を行った機材費等については、調査実施期間中に精算可能でしょうか。それとも全ての活動完了後に精算となりますでしょうか。 | 事業実施中、日本国内移動費、宿泊料、機材費、国内業務費は採択企業による立替が発生した場合は、JICA コンサルタントは別添資料 2.調査支援対象費目に沿って支払います。<br>採択企業と JICA コンサルタント間の立替払いの精算（請求書・領収書発出等）は事業の途中段階で行うことも可能です。タイミングは採択企業及び JICA コンサルタント社内の規定に基づき双方でご相談いただくことになります。 |
| 045 | 9/24 | 調査支援対象費目 | 経費区分 | 製品の作成に必要な機材・備品・材料の経費計上はできますか。その場合の費目は何になりますか。 | 業務に必要な機材・物品のうち、採択企業が所有し業務に使用する機材・物品の損料、カスタマイズ費、レンタル料は、「機材費」の「機材損料・借料」に計上可能です。ただし、損料率の計算には「耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく製品の耐用年数）」が必要となります。<br>また、調査・実証に必要な経費のうち、他費目に整理することが適当でない経費は、「一般業務費」の「雑費」に計上可能ですが、募集要項の別添資料2「調査支援対象費目」15 ページに詳細説明が記載されていますので、ご確認ください。 |
| 046 | 9/24 | 調査支援対象費目 | 経費区分 | 消耗品（資機材）の費目は何になりますか。 | 調査・実証に必要な経費のうち、消耗品は「一般業務費」の「雑費」に該当しますが、募集要項の別添資料2「調査支援対象費目」15 ページに詳細説明が記載されていますので、ご確認ください。 |

| No. | 掲載日 | 分類 | 概要 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 047 | 9/24 | 提出書類 | 企画書 | 企画書のファイルを開いた際に「ActiveXコンテンツがブロックされています」と表示され、「はい／いいえ」のチェック欄にチェックを入れられません。 | ブラウザ上で Word ファイルの作業をされている場合、「はい/いいえ」のチェックができません。デスクトップアプリ上での作業をお願いいたします。 |
| 048 | 9/24 | 提出書類 | 企画書 | 共同企業体として提案する場合、企画書 5.1 の「提案法人の経営方針と・・・」の”提案法人”の情報について、全法人についてそれぞれ記載が求められますか。あるいは代表の提案法人のみの記載でよいのでしょうか。 | 共同企業体を構成する法人が複数に及ぶ場合、文字数の制限もありますので、役割に応じた記載としていただいて構いません。なお、こちらの項目は「別添資料 3_審査基準・配点」の「ビジネス化実証事業 審査基準」の「大項目…5. 企業としての体制・方針」の「中項目…経営戦略上の海外展開の位置づけ、経営層のコミットメント」に対応しておりますのでご留意ください。 |
| 049 | 9/24 | 企画書 | 共同企業体 | 自社プロダクトの実証検証の為に機材を揃え対象国の法人にシステム構築する必要があります。そのために必要な機材を購入する費用は含まれるでしょうか。<br>また、構築した後、システムを維持するためにアップデート、メンテナンス等が必要になった場合、自社事業として適正に対象国の法人と合意の上に取引を行うことは可能でしょうか。 | （個別質問に応じる事が出来ないため、可能な範囲で回答を差し上げます。）募集要項 1 ページの記載通り、「JICA が調査支援（調査支援経費上限金額内での必要なリソースの現物支給及びコンサルタントによる助言）を採択企業に提供するもの」であり、調査支援経費については「調査支援対象費目」に詳細が記載されております。ご質問は「機材費」「再委託費」に関するものと思われますが、それぞれ要件が記載されておりますのでご確認ください。<br>また、自社事業として御社の資金・責任において行う場合は、自社でご対応いただくことになります。 |
| 050 | 9/24 | 提出書類 | 企画書 | ビジネス化実証事業の企画書別紙7「環境社会配慮 スクリーニング様式」の項目1に「本事業の対象活動サイトの所在地を記入してください。」とありますが、特定のサイトが未確定の場合、どのように記載すればよいでしょうか。 | 可能な限り、具体的な候補地について、記載ください。<br>本項は環境社会配慮について記載をお願いしていますので、環境社会配慮が必要な企画であれば、より詳細に記載ください。なお、具体的な地名が未定の場合は、どのような状況のサイトを想定しているかを具体的に記載ください。（例えば、人口密集地、貧困地域 等）なお、環境・社会に甚大な負の影響を及ぼす可能性がある応募（特に、不法占拠者を含む大規模な非自発的な住民移転が生じるケース、重金属等有害物質等による甚大な環境汚染が生じるケース、国立公園・国指定の保護対象地域を事業対象サイトとするケース）については、応募対象外になりますので、ご注意ください。 |

| No. | 掲載日 | 分類 | 概要 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 051 | 9/25 | 提出書類 | 企画書 | ①企画書(ビジネス化実証事業)「別紙 7.環境社会配慮スクリーニング様式」について、3-1 で「いいえ」と回答した場合、3-2 以降の設問は回答不要でしょうか。<br>②同様式の 7-1 は申請者の主観で回答すれば良いでしょうか。もしくは広く公平に考えた場合に影響の可能性が少しでもあれば記載したほうが良いでしょうか。 | ①設問 3-1 で「いいえ」と回答された場合、設問 3-2 から 3-4 の回答は不要です。項目 4 へお進みください。<br>②広く公平にお考えいただいた上で影響の可能性が少しでもあれば記載をお願いいたします。提案事業により環境や社会への重大で望ましくない影響を及ぼす可能性があるかどうか、最終的には JICA が判断いたします。 |
| 052 | 9/25 | 提出書類 | 企画書 | 企画書「別紙 3.調査実施体制」のメンバー記載欄が No10 までとなっていますが、調査実施体制が 10 名以上でも問題ないでしょうか。また、10 名以上可の場合、記載方法をご教示ください。 | 調査実施体制が 10 名を超えても問題ありません。その場合、企画書「別紙 3.調査実施体制」の表にご自身で行を追加していただくようお願いいたします。 |
| 053 | 9/25 | 制度 | 対象国 | 対象国は 1 か国に限定すべきでしょうか。それとも、調査対象範囲となり得る複数国を対象として企画書を作成することも可能でしょうか。 | 募集要項「第 5.応募に係る諸条件 1.本支援事業対象国」に記載の通り、ニーズ確認調査は、地域(例:東南アジア、南アジア等)を選択する形で応募が可能ですが、初回渡航前までに現地調査対象国を 1 か国に定めていただく必要があります。また、ビジネス化実証事業は応募時から対象国を 1 か国に定めていただく必要があります。 |
| 054 | 9/26 | 募集要項 | 応募資格要件 | 個人事業者、健康保険組合が経営する病院は応募対象となりますか。 | ニーズ確認調査およびビジネス化実証事業において、個人事業者は応募対象とはなりません。健康保険組合が経営する病院に関しては、頂いた情報からは判断が難しく、募集要項より、応募対象となる法人区分をご確認ください。なお、共同企業体の構成員を含む提案法人全てが応募資格要件を満たす必要がありますのでご留意ください。 |
| 055 | 9/26 | 提出書類 | 登記事項証明書・納税証明書 | 登記事項証明書と納税証明書について「発行日が公示日より3カ月以内のもの」とありますが、これは公示日である9月1日以後の3カ月以内に発行されたものという認識でよろしいでしょうか。 | 発行日が公示日より前後3か月以内のものであれば問題ありません。 |

| No. | 掲載日 | 分類 | 概要 | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|
| 056 | 9/26 | 提出書類 | 中小企業団体の設立許認可書等 | 「中小企業団体の設立許認可書等」とは、どういったものなのでしょうか。 | 募集要項に記載の通り、中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合）が応募する際には、当該法人が応募資格要件に当てはまる中小企業団体であることを示す、所管行政庁が交付する設立認可書の写し等をご提出下さい。 |
| 057 | 9/26 | 企画書 | 別紙 コンプライアンス（法令遵守）・経理処理体制 | 社内の経理処理/精算体制に関して、どのように記載すればよいか。 | 調査経費においては、原則、JICA コンサルタントから現物支給を行う想定ですが、一部の費目（日本国内移動費、宿泊料、機材費、国内業務費）は、採択企業による立替払いとなります。また調査支援対象経費内訳の作成を行う際など、本調査に関わる社の経理体制を記載例を参考にご記載下さい。 |
| 058 | 9/26 | 同意書 | 情報セキュリティ対策 | 同意書内の「機構内関連規程に基づき機構が定める「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策」（URL）を遵守し、契約締結後はこの順守状況について定期的に報告すること、また、契約締結後に「個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報」（URL）を書面で JICA に提出する。」<br>上記 2 カ所の URL が示す場所が見つけられません。ご教示ください。 | ファイル内にリンクを埋め込んでおりますが、何らかの要因で閲覧できない場合は下記リンクをご確認ください。<br><br>・令和 5 年度版「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」<br>https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/kijun.html<br><br>・個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報<br>https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2024/_icsFiles/afieldfile/2025/09/02/1562763 05.pdf |
| 059 | 9/26 | 募集要項 | テストマーケティングを伴う調査 | 応募要項 P8に「業務対象国での商行為は想定していません」とありますが、契約期間内には提案するサービス以外においても適応されるのでしょうか。 | JICA との契約に基づく現地調査期間中は契約業務専念を原則としており、業務対象国での納税義務違反などを回避するため、提案法人による業務対象国での商行為は想定していません。例外的に実証活動の一環としてのテストマーケティング等の試行的な販売活動やその他提案法人に収入を発生せしめる活動については、第三者に委託（現地再委託を想定）することで実施可能としています。実証・調査を目的としない収入を発生せしめる活動は、本支援事業の業務内容から予め除外することを原則とします。 |

| No. | 掲載日 | 分類 | 概要 | 質問 | 回答 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 060 | 9/26 | 募集要項 | 応募資格要件 | 複数の企業と大学の共同事業体として応募したいと考えています。<br>代表企業が応募し、補強としてその他企業及び大学の先生が参加することは可能でしょうか。 | 国立大学法人の場合、学校法人（私立学校を設置運営する主体）ではありませんので、提案法人・共同企業体の構成員になることは出来ません。外部要員としての参画は可能です。<br>代表企業以外の企業の方については、共同企業体の構成員、もしくは外部要員として参画することは可能です。 |